

朝霞市条例第5号

朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(朝霞市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 朝霞市職員の給与に関する条例（昭和30年朝霞市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項を次のように改める。

8 次に掲げる職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳を超える職員

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「7級職員」という。）及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）

第4条第9項を削り、第10項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

第7条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「扶養親族としての配偶者、父母等」を「扶養親族としての父母等」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）」を「8級職員」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族としての配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）」については1人につき13,000円、扶養親族としての父母等」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「7級職員」という。）」を「7級職員」に改め、「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）」については1人につき10,000円」を削る。

第8条第1項、第2項及び第3項第3号から第6号までの規定中「扶養親族としての配偶者、父母等」を「扶養親族としての父母等」に改める。

第16条の4第2項第1号及び第3号中「5万円」を「15万円」に改める。

第16条の5第1項本文中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、

「午前５時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間は除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第１８条の３中「、第８条並びに第９条の２」を「並びに第８条」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	１	183,500	230,000	265,300	298,800	355,200	408,300	458,300	510,200
	２	184,600	231,500	266,300	300,300	356,900	410,200	463,800	517,100
	３	185,800	233,000	267,300	301,800	358,500	412,100	468,800	522,300
	４	186,900	234,500	268,300	303,200	360,100	413,900	473,500	526,600
	５	188,000	236,000	269,300	304,600	361,700	415,700	477,500	530,100
	６	189,700	237,500	270,300	305,700	363,500	417,500	481,000	533,400
	７	191,300	239,000	271,300	306,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	８	192,900	240,500	272,300	307,900	366,600	421,100	486,500	538,900
	９	194,500	242,000	273,300	309,100	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	405,400	448,200		

38	235,400	270,800	307,800	355,700	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600				
75	252,700	294,300	341,500	382,100				
76	253,000	294,600	341,900	382,400				
77	253,300	294,800	342,300	382,800				
78	253,600	295,100	342,800	383,300				
79	253,900	295,300	343,300	383,700				
80	254,200	295,600	343,800	384,100				
81	254,500	295,800	344,100	384,500				
82	254,800	296,000	344,500	385,000				
83	255,100	296,300	344,900	385,400				
84	255,400	296,500	345,300	385,800				
85	255,700	296,800	345,600	386,100				
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					

	97		300,300	349,800					
	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)
		192,000	219,500	260,000	279,700	320,600	362,700	396,200	448,000

(朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成元年朝霞市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間は除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第23条中「及び第6条」を削る。

(朝霞市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 朝霞市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年朝霞市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 条第 7 項中「第 8 条、第 9 条の 2 並びに」を「第 8 条並びに」に改める。

附則第 1 3 条中「第 4 条及び第 6 条」を「第 4 条」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において朝霞市職員の給与に関する条例別表第 1 の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第 3 条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第 4 条 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、次の表の左欄に掲げる改正後の朝霞市職員の給与に関する条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 7 条第 1 項	係る扶養手当は、8 級職員に	係る扶養手当にあつては 8 級職員に、同項第 6 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）に係る扶養手当にあつては 7 級職員並びに 8 級職員
第 7 条第 2 項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
第 7 条第 3 項	1 3, 0 0 0 円	1 1, 5 0 0 円、扶養親族たる配偶者については 1 人につき 3, 0 0 0 円

第 8 条 第 1 項	8 級職員にあっては、	7 級職員にあっては扶養親族としての配偶者を除き、8 級職員にあっては
	がある場合	がある場合、7 級職員又は 8 級職員から 7 級職員及び 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者がいる場合
第 8 条 第 1 項 第 1 号	8 級職員に扶養親族としての父母等	7 級職員に扶養親族としての配偶者としての要件を具備するに至った者がいる場合及び 8 級職員に扶養親族としての父母等又は扶養親族としての配偶者
第 8 条 第 2 項	8 級職員にあっては、	7 級職員にあっては扶養親族としての配偶者を除き、8 級職員にあっては
	8 級職員から 8 級職員以外の職員	7 級職員から 7 級職員及び 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者がいる場合においてその職員に扶養親族としての父母等で前項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 級職員及び 8 級職員以外の職員となった日、8 級職員から 7 級職員及び 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族としての父母等又は扶養親族としての配偶者がいる場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 級職員及び 8 級職員以外の職員となった日、8 級職員から 7 級職員
	前項	同項
	8 級職員以外の職員となった日	7 級職員となった日
	死亡した日、8 級職員以外の職員	死亡した日、7 級職員及び 8 級職員以外の職員から 7

		級職員となった職員に扶養親族としての配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員となった日、7級職員及び8級職員以外の職員から8級職員となった職員に扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るもの又は扶養親族としての配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日、7級職員
第8条第3項	又は第3号	、第3号、第4号、第6号又は第7号
	の改定	の改定（第6号にあっては、扶養親族としての配偶者に係る扶養手当の支給額の改定に限る。）
	(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合 (3) 扶養親族としての父母等及び扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合 (4) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による	(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（7級職員にあっては扶養親族としての配偶者を除き、8級職員にあっては扶養親族としての子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合 (3) 扶養親族としての父母等及び扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が7級職員となった場合

届出に係るものがある7級職員が7級職員及び8級職員以外の職員となった場合

- (5) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合
- (6) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のものが7級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(4) 扶養親族としての父母等又は扶養親族としての配偶者がある8級職員で、扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがあるものが7級職員及び8級職員以外の職員となった場合

- (5) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るものがある7級職員で扶養親族としての配偶者のないものが7級職員及び8級職員以外の職員となった場合
- (6) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての配偶者がある7級職員が7級職員及び8級職員以外の職員となった場合
- (7) 扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての配偶者がある7級職員が7級職員及び8級職員以外の職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (8) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある7級職員が8級職員となった場合
- (9) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るもの又は扶養親族としての配偶者で同項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のもののうち、扶養親族と

		しての子で同項の規定による届出に係るものがあるものが8級職員となった場合 (10) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のものが7級職員となった場合 (11) 扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての配偶者で同項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のものが7級職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (12) 職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
第16条の5 第1項第2号	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	配偶者

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる改正後の朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	8級であるものに対しては、支給しない。	8級（次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当にあっては7級並びに8級）であるものに対しては、支給しない。
第4条第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1	1
11	7	3	1	1	1	1
12	8	4	1	1	1	1
13	9	5	1	1	1	1
14	10	6	2	1	1	1
15	11	7	3	1	1	1
16	12	8	4	1	1	1
17	13	9	5	1	1	1
18	14	10	6	2	1	2
19	15	11	7	3	1	2
20	16	12	8	4	1	2
21	17	13	9	5	1	2
22	18	14	10	6	1	2
23	19	15	11	7	1	3
24	20	16	12	8	2	3
25	21	17	13	9	2	3
26	22	18	14	10	2	3
27	23	19	15	11	2	4
28	24	20	16	12	3	4
29	25	21	17	13	3	4
30	26	22	18	14	3	4
31	27	23	19	15	3	5
32	28	24	20	16	3	5
33	29	25	21	17	3	5
34	30	26	22	18	4	5
35	31	27	23	19	4	6
36	32	28	24	20	4	6
37	33	29	25	21	4	6
38	34	30	26	22	4	6
39	35	31	27	23	4	6
40	36	32	28	24	4	7
41	37	33	29	25	4	7
42	38	34	30	26	5	
43	39	35	31	27	5	
44	40	36	32	28	5	

4 5	4 1	3 7	3 3	2 9	5	
4 6	4 2	3 8	3 4	3 0		
4 7	4 3	3 9	3 5	3 1		
4 8	4 4	4 0	3 6	3 2		
4 9	4 5	4 1	3 7	3 3		
5 0	4 6	4 2	3 8	3 4		
5 1	4 7	4 3	3 9	3 5		
5 2	4 8	4 4	4 0	3 6		
5 3	4 9	4 5	4 1	3 7		
5 4	5 0	4 6	4 2	3 8		
5 5	5 1	4 7	4 3	3 9		
5 6	5 2	4 8	4 4	4 0		
5 7	5 3	4 9	4 5	4 1		
5 8	5 4	5 0	4 6	4 2		
5 9	5 5	5 1	4 7	4 3		
6 0	5 6	5 2	4 8	4 4		
6 1	5 7	5 3	4 9	4 5		
6 2	5 8	5 4	5 0			
6 3	5 9	5 5	5 1			
6 4	6 0	5 6	5 2			
6 5	6 1	5 7	5 3			
6 6	6 2	5 8	5 4			
6 7	6 3	5 9	5 5			
6 8	6 4	6 0	5 6			
6 9	6 5	6 1	5 7			
7 0	6 6	6 2	5 8			
7 1	6 7	6 3	5 9			
7 2	6 8	6 4	6 0			
7 3	6 9	6 5	6 1			
7 4	7 0	6 6	6 2			
7 5	7 1	6 7	6 3			
7 6	7 2	6 8	6 4			
7 7	7 3	6 9	6 5			
7 8	7 4	7 0	6 6			
7 9	7 5	7 1	6 7			
8 0	7 6	7 2	6 8			
8 1	7 7	7 3	6 9			
8 2	7 8	7 4	7 0			
8 3	7 9	7 5	7 1			
8 4	8 0	7 6	7 2			
8 5	8 1	7 7	7 3			
8 6	8 2	7 8				
8 7	8 3	7 9				
8 8	8 4	8 0				
8 9	8 5	8 1				
9 0	8 6	8 2				
9 1	8 7	8 3				
9 2	8 8	8 4				
9 3	8 9	8 5				
9 4	9 0					

9 5	9 1					
9 6	9 2					
9 7	9 3					
9 8	9 4					
9 9	9 5					
1 0 0	9 6					
1 0 1	9 7					
1 0 2	9 8					
1 0 3	9 9					
1 0 4	1 0 0					
1 0 5	1 0 1					
1 0 6	1 0 2					
1 0 7	1 0 3					
1 0 8	1 0 4					
1 0 9	1 0 5					
1 1 0	1 0 6					
1 1 1	1 0 7					
1 1 2	1 0 8					
1 1 3	1 0 9					